

議長（米澤秋男君） 通告3番、14番福島久義君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔14番 福島久義君 登壇〕

14番（福島久義君） 私は、既に通告している1カ件のみ質問させていただきます。

普通交付税の見通しについてでございます。先ほど12番議員が質問されたところでもありませんけれども、重複はいたしますけれども再度質問させていただきます。

今、国、地方ともに行財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。国の三位一体改革による地方交付税の削減等により本町も決して例外ではなく、町の財政も大変厳しいものがあります。

先般、先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、宮城県は7月31日、2007年度の県内35市町村は、「平成の大合併」で誕生した1市2町が減額される一方、合併しなかった2町が増額された。我々は、多くの困難を乗り越え、平成15年に新生加美町を誕生させたところでもあります。合併に当たり、当初の説明では、合併を推進した自治体には10年間は地方交付税を据え置き交付するとの説明でもありました。交付税は地方特有の財源であり、国の財政再建のため一方的な削減は断じてあってはならないところでもあります。昨年の「基本方針2006」に示されたとおり地方交付税の現行法定率を堅持し、地方自治体の安定財政運営に必要な地方交付税の総額を交付すべきであるところでもあります。合併を推進したにもかかわらず、なぜ削減されるのか。また、宮城県との話し合いではどう説明されているのか、お尋ねをするところでもあります。

先ほど町長の説明にありましたとおり、大崎市については2億1,494万3,000円、1.4%の減額。また、加美町においては1億1,553万6,000円、2.0%の減額であります。美里町においては5,651万7,000円、1.8%の減額であり、また、先ほど答弁にありましたとおり、合併しない町、色麻町においては4,901万8,000円、3.2%の増額。さらには、涌谷町3,627万8,000円、1.4%の増額でもあります。さらには、同じ合併を推進しながら、栗原市においては4億3,602万3,000円、2.6%の増額。さらには、登米市においては6,324万7,000円、0.4%の増額でありまして、我が町の減額においては、交付税の算定については先ほどする説明がありましたけれども、この大崎タイムスの新聞等によりますと、「佐藤澄男加美町長は、精査しないと何とも言えないが、これでは合併が進まない。合併したにもかかわらずなぜ減額されたのか、詳しく原因を精査する必要がある」とコメントされているところでもございます。そうした中で、どのようなコメントをされたのか、はっきりは申し上げることはできませんけ

れども、町長の考え方をひとつお尋ねをするところでもあります。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

町長（佐藤澄男君） 福島議員の御質問にお答えを申し上げます。

大変切実な問題でございます。この報道がなされたとき、私も福島議員と同じ考えを持ったものでございます。合併をしたにもかかわらずなぜ減額をされるのか、そしてまた合併しなかった隣町がなぜ増額をされるのかと単純な疑問がそこにございましたし、多くの方々は同じ思いであったろうというふうに思うわけであります。順次このことについていろいろその分析あるいはこの制度等をひもときながら分析をさせていただきましたので、以下、御答弁をさせていただきます。

合併時の説明は、交付税は10年間据え置きで交付するという約束ではなかったかということでございます。この説明であったわけでありますが、そのように理解をしているという人も当然多くいるだろうというふうに感じております。合併時の説明が十分ではなかった、あるいは合併に向けたスケジュールが忙しくて、細かいところで徹底がなされなかったという面があったのだろうかというふうに今振り返っておるわけであります。

合併特例法の中に「交付税の額の算定特例について」という規定がございました。これは、合併が行われるとスケールメリットにより経費の節減が可能になるわけです。そのために一般的には交付税額が減少することになるわけです。これを一本算定と、こういうふうと呼んでおるのでありますが、しかし、合併による経費の節減は合併後直ちにできるものばかりではないために、合併で不利にならないように合併後の一定期間、特例法の期間10年間ですが、旧市町村ごとに合併をしていないとして算定をした普通交付税の合計額を下回らないように算定をする、そして交付するという内容であります。これを合併算定替と、こういうふうと呼ぶわけがありますが、この制度で合併特例法の制定時から設けられているものでございます。

本町、加美町の場合では、一本算定と合併算定との差は今年度で7億4,084万4,000円あるわけであります。旧市町村ごとにそれぞれ合併しないとして算定された交付税の額を合計し、交付されるということですが、この算定に当たっては地方交付税等の定めによりということですので、この点の説明が十分ではなかったために、私も含めて「何だや、これ」というふうになったのかなと思っております。

したがって、2番目の安定的な財政運営に必要な総額を交付すべきで、なぜ減額されるのかということですが、以上のようなことから国の方針に基づく地方交付税法の改正があ

れば、増減が出てくることになるんですね。そして、最近、小泉内閣の遺産、遺物というふうに思うのでありますが、三位一体改革によって地方税法の改正があって、これが減額をされてきているものであります。合併特例法では、合併前の交付税額の合計額が、そのまま凍結されて10年間交付されるという解釈はできない状況に今なっているということでございます。

また、3番目にありました県との説明はどういうふうになっているのかということですが、県から市町村に対しては地方交付税についての説明会が開催されるわけですが、この国の方針についての一方的な説明に終始しているということが実情でございます。

いずれにいたしましても、先ほど近藤議員の御質問もございましたその折も御答弁をさせていただきましたが、普通交付税の額はあくまでも各市町村の各年度の算定費目の変動要因によって増減されるということになるわけです。色麻町の場合もなぜそういうふうにあれなのかというようなことでいろいろ徴取をしたわけでありまして、色麻町ではスクールバスを何台か昨年度購入をしたということが、算定評価の費目があるわけでありまして、それによって交付税額がちょっとはね上がったというような状況があるようでございます。

いずれにいたしましても、この地方交付税の歳入に占める割合というのは非常に大きいものがございまして、国の方針によってこのような削減の状況が続くということは、この自治体運営には非常に大きな圧迫を受けているものと認識をしておりますし、先ほどもお話をさせていただきましたが、今後の地方交付税のあり方、また交付の方法、こういったものが大変重要なことですので、県内はもとより全国の市町会、町村会あるいは知事会などとも歩調を合わせながら要望活動をさらに強力に進めていくということ。

そしてまた、合併をした町、自治体が一つのグループをつくりまして、県北の合併自治体連絡協議会を結成して知事とじかに意見を交換しながら、こういった問題についての手当てを十分考えてもらうように働きかけをいたしているところでございますので、どうぞよろしく御理解をいただき、また、御支援も賜りたいとお願いを申し上げます。

以上、福島議員に対する御答弁にさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 今の趣旨についてはわからないわけではありませんけれども、この新聞報道によりますと、北海道大学大学院教授山口二郎先生の「地方重視への注文」ということがありまして、指摘をしているところでございます。と申しますのは、今の地方に必要なのは自由に使える金であり、地方では地方交付税の相次ぐ削減により教育や医療など住民の生活を支

える最低限の公共サービスさえ維持できなくなっている。過去数年間、中央官僚が恣意的に削ってきた地方交付税を、地方自治体が必要最低限度の公共サービスを行うための財源という本来の姿に戻すだけで地方は息をつける。財政破綻をした夕張問題の教訓もあり、最低限度の財源さえ確保すれば、今後は何とか頑張る、加美町も頑張れるという覚悟を決める自治体が多いと言われております。

そうした中で、この合併に当たりましては町長も当時議員であり、旧小野田町の議長でもありまして、やはりこの合併に対しては推進した一人でありますので、この地方交付税削減により我が町にもかなりの負担、減がなっているわけでありますので、ひとつ仙北地方と言わずに、やはり宮城県市町村会さらには全国市町村会において、合併当初の町長である佐藤町長でありますので、ひとつこの辺を踏まえて、上にぜひ押し上げていただいて、全国市町村会においてこの交付税削減をぜひ戻していただくように。この合併特例債は何とか維持しているものの、この交付税削減がこのまま続くとしたならば、やはり厳しい状況になろうと思っておりますので、ひとつ全国市町村会においては声を大にしてこの交付税維持をお願いするところではございますが、その点についてももう一回お伺いして終わりたいと思っております。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） ただいま再質問でこの地方交付税の財源としての重要性にかんがみて、今後ますます財源確保の意味からも地方交付税の減額を招かないような、そういう運動を強力に進めろという叱咤激励と受けとめ、ただいま先ほど申し上げました各種の団体を通じて、これから頑張ってもらいたいと思っております。10月末、11月になりますとさまざまな全国規模の集まりが予定されております。ぜひその機会に声を大にしてこの問題を訴えてまいりたいと思っておりますので、よろしく御支援の方もお願いを申し上げます。どうぞよろしくお祈りを申し上げます。（「終わります」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、14番福島久義君の一般質問は終了いたしました。

議長（米澤秋男君） 通告4番、3番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔3番 木村哲夫君 登壇〕

3番（木村哲夫君） 私は、通告どおり3件。1件目は、情報発信手段について、町長並びに教育長にお伺いいたします。二つ目は、新町建設計画の見直し。特に道路関係についてお伺いいたします。三つ目は、国の「子ども農山漁村交流プロジェクト」についてお伺いいたします。

まず初めに、町民の皆さんへの情報発信の手段として、今、イントラネット、インターネッ

トのホームページ、広報や回覧などございますが、イントラネットは主に庁舎内、そして関係する公共施設への情報の双方向発信、そしてインターネットホームページについては町内、町外、国、世界に向けての発信、そして広報については町民の皆さんへの回覧でお知らせするという内容であります。今、例えばひとり暮らしであったり、またはインターネット接続のできない方、そういった方々に身近に町の情報を伝えていくにはどのような方法があるかということ考えてまいりました。

その中でコミュニティーFMを開設するという事で、幾つかの点でこのような使い方ができればなということ御提案、そしてお考えをお伺いしたいと思います。

先日行われた防災訓練で、私たちの地区では無線を2台使いましてトランシーバーでやりとりをしましたが、約五、六百メートルぐらいの範囲までなかなか電波は届きませんでした。そうした中で、もし実際に災害が起こった場合に、その情報発信の防災無線の役割として、もしコミュニティーFMがあったならば、停電、断水や救助の状態など、そういった情報をきめ細やかに住民の皆さんに伝えることができるのではないかと。

二つ目には、学校の不審者問題など、昨年6月に不審者対策ということで小野田文化センターにおいて多くの町民の方々が集まって不審者対策の会議を持ちました。先日もある小学校で不審者があらわれたという情報はお伺いしましたが、一般の方々にはなかなかタイムリーな時間に伝わっておりません。また、先日の台風のときには、朝6時前に教育委員会の方から学校に連絡があり、本日休校ということで各学校から保護者への連絡がありました。こういった際にもコミュニティーFMがあれば、町内全域に瞬時に情報を伝えることができるのではないかとこのように考えております。

また、地域の特色を生かした番組をつくるということでも地域住民の方が参加して番組をつくり、そしてそれが活性化の一つにつながるのではないかと考えております。例えば私の区では、田川区民だよりというのを発行しております。区長さんと相談しながら私が編集の方をやらせていただいておりますが、だれしも自分の情報や細かいことが載っているものにはとても興味があり、とても情報を大事にしております。例えば区の役員会や運営委員会のことを報告したり、運動会の様子だったり、そして防災訓練の様子、または子供会や老社会の情報など、身近な話題を年に3度届けております。こうした身近な話題を町民の皆さんは求めているのではないかとこのようにも思っております。

そして、何よりもタイムリーな情報を市販のFMラジオで簡単に町内どこでも、そして手軽に聞くことができると。例えば今のこういった町議会の中継や各種イベントなども農作業をし

ながらラジオで聞いたり、または車の中でFMラジオを聞くなど、こういった取り組みは全国でもう190カ所、約200カ所近い取り組みがされているとも聞いております。また、総務省の財政支援策も活用できるという情報もインターネットから引くことができました。こうした地域コミュニティFMの開設。確かに財政的には大変かもしれませんが、少し夢のある町政、まちづくりも行ってはどうかと考え、町長並びに教育長のお考えをお伺いいたします。

二つ目に、新町建設計画の見直しについて。

先ほど町長が近藤議員のお話にも触れて、約束事であるのでというお話もありましたが、私は総務建設常任委員会の中で、道路の整備計画というところで場所をいろいろと案内していただきました。そして、昔は必要だったけれども、今はちょっとその要求といいますか、時代に合わなくなったなという計画もあるようにも感じております。まちづくり、都市計画上の必要な道路と、そして生活の面から住民の方々がどうしても必要とする両面からもう一度、加美町は一つ、三つの町が持ち寄った道路計画ではなく、加美町としての新しい道路計画をしてはどうかと考えております。

また、来年度より中新田地区も含めて室内消毒がなくなるという情報をいただきましたが、衛生上側溝の水がたまっていたり、流れが悪かったり、そういった部分の改善も考えながら道路や側溝の整備計画をもう一度見直しはどうかと思っております。そうしたことにに関して町長のお考えをお伺いいたします。

三つ目に、9月1日の河北新報に「小学生を農山村漁村へ」というタイトルで、総務省、文部科学省、農林水産省の3省で、小学生に農家などで1週間程度の宿泊体験をしてもらう「子ども農山漁村交流プロジェクト」を来年度からスタートするという記事がありました。子供の自立心や社会性をはぐくむ教育効果と同時に、過疎化や住民の高齢化が進んでいる地域の活性化に役立てるねらいだそうです。そして、「受け入れ側の農山漁村については初年度に農水省が全国40カ所をモデル地域として選定し、今後5年間で500カ所まで拡大」と書いてありました。加美町は、以前から、小野田時代から培ってきたグリーン・ツーリズムを今こそ発揮して、町の活性化の一つとして先手を打って、国の政策と並行しながら取り組んではどうかと考えております。町長のお考えをお伺いいたします。以上です。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

町長（佐藤澄男君） 木村議員の御質問にお答えをいたします。

三つ、大きく質問をいただきました。順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、町民への情報発信手段としていろいろなことがあるわけではありますが、コミュニティFM局の開設を行う考えはないかという御質問でございます。いろいろな観点から勉強なされて提言をいただいたことにも感謝を申し上げたいと思いますし、これからのまちづくりにも参考にさせていただきたいと思っております。

まず、防災上の関係からこの間の防災訓練の例を引いて御質問があったわけではありますが、緊急時の際に町民に対する一斉伝達方法について、これまでもいろいろと模索してきたところでございますが、施設等設置費用及び運営経費等を考慮しますとなかなかこれで十分だという有効な方法を見出せないというのが正直な今の現状にあるわけであります。昨年は、小野田、宮崎に平成の初めに設置した電話線を活用したオフトーク通信というのがあったんですが、これを廃止いたしました。日進月歩と言える通信技術等の進展の中であって、この通信施設の維持管理は非常に難しいという現実の問題を見せられた思いを今持っているわけでございます。

この御提案がございましたコミュニティFMについては、県内で6カ所に開設をされているということを聞いておりますし、開局するには民間または自治体が出資する第三セクターが放送事業者となって、総務大臣の許可を得て運営するということになるわけではありますが、この出資者を募って会社組織により運営しているというのが通例のようでございます。いろいろな条件によって異なると思いますが、開設費用も5,000万円以内でできるように聞いておりますし、無線通信であるため災害時においても被害を受けにくい通信手段であるというふうに聞いておりますし、有効な通信手段の一つであるというふうに思うわけであります。

ただ、このラジオのスイッチを常に入れておかないと放送を聞いてもらうことができないということ。これは、オフトーク通信も小野田、宮崎地区では議会の中継などもあって、聞いていただける方もあったんですが、いかにせん、室内にいて、そこで聞ける条件がある人に限られるというようなこともございました。興味のある24時間番組を作成しなければならないということも、これは重要なことでございますので、この番組制作費用が別途どれぐらいかかるものかということも、これは検討しなければならない問題だろうというふうに思っております。

田川の区民だよりというようなことの御紹介もありました。確かに身近なところで、自分の知っている、例えば子供たちがいろいろな大会で賞に入ったとか、あるいは学校で特別な催し物があったとか、こういったことについての情報の関心、話題性というものは非常に大きいものは実感を感じるところでございますけれども、現時点でこのコミュニティFM放送をすぐに開設できるかという、まだそこまで我が町ではないような気がしているわけあります。今後もこのコミュニティFMに限らず、こういう情報伝達方法、こういったものは

非常に大事なことであるというふうに考えておりますので、今後ともこの実態の調査に当たりながら研究をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、2番目の新町建設計画の見直しについてということで御質問をいただきました。

1番目に、特に道路の問題で常任委員会で感じたことを率直に質問されていたというふうに考えるわけでありますけれども、この新町建設計画を一度白紙にしてというふうなことになっておりますけれども、このことについてちょっと御説明をさせていただきたいと思うのでありますが、新町建設計画というのは、御承知のとおり、合併時に計画された合併市町村の建設に関する基本的な計画でございます。その作成は合併協議会が担うべき重要な任務と、これは法律で決められているものでございます。この計画は、合併関係市町村の住民や議会に対して、合併後の町の将来に対するビジョンを示して、合併の適期の判断材料にするというものであり、また、この計画を基礎として合併後の合併市町村に対する財政措置などが講じられておるものであります。

既に我が町は5年目を迎えてこの計画で進んでいるわけでありますが、この計画が計画策定時以降の経済情勢の変化や財務状況の変化などにより実現が困難になったり、あるいは計画に掲げられていない新たな事業の実施が求められることもありますので、計画内容を合併後の町の状況に見合ったものとするのが当然必要になるわけです。

その場合、合併に伴う財政措置を受けるためには、新町建設計画に位置づけておかないと受けられないということがございますもので、建設計画を変更できることになってはおります。手続としては、あらかじめ県知事に協議し、議会の議決を経て計画を変更するという手続上になっておるわけでありまして、あらかじめ県知事に協議するのは、合併協議会が新町建設計画を作成しようとするときと同様でございます。議会の議決を経てというのは新町建設計画が合併後に展開する施策の方向や根幹的な事業がその内容となる重要なものであるため、その変更については住民の代表である議会の意向を反映させることが適当であるとされているためであります。

また、新町建設計画を変更しようとする際には、新町に地域審議会が置かれている場合には――実際加美町には置かれているわけでありまして、あらかじめその意見を聞かなければならないということにもなっております。地域審議会は御承知のとおり合併に伴い住民の意見が合併市町村の施策に反映できにくくなるのではないかと懸念に対処するために、旧町の区域を単位として合併町長の諮問に応じて審議をし、また必要なものと認める事項について町長に意見を述べるという制度であります。現在、本町においては旧町三つの地域



審議会が設置されておるところでございます。この新町建設計画が合併後の市町村の建設の基本方針を定めているものであることから、その変更も地域審議会において審議されるにふさわしい事項であると考えられておるものであります。今後、この新町建設計画の見直しをする場合は、以上のような手続が必要ということになるわけでありませぬ。

加美町のこの新町建設計画には、旧3町の総合計画等に基づいた、合計にしますと527億円にのぼる事業が計上されており、現在遂行中の事業は新町建設計画及びその後に策定された加美町総合計画に記載されているもので、ほとんどの内容が網羅されていると言えるというものであります。したがって、現在新町建設計画の変更を行うという考えは今のところございません。

今後住民の皆さんと議員各位の御理解をいただきながら、財政計画や行政改革計画と整合を図りながら、事業の展開を図る上で変更の必要性が出てきましたら、変更を行っていきたく思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

そんなことで、木村議員が質問していることを十分理解しながら、財政状況の変化に伴って、整合性を保ちながら、年次計画に沿って当面事業を進めていくということにいたしたいと思っております。

また、2番目の室内の消毒が廃止される。これに伴って衛生上の観点から側溝整備を行う必要があるのではないかというような御質問でございますけれども、室内消毒を継続されれば衛生上からの側溝整備を行う必要はないがというふうにも解してよいものかどうか、非常に難しいところがあるのですが、下水道及び浄化槽の普及によって雑排水などの排水処理については、以前に比べればよくなってきていると思うのでありますが、そのまま水路に放流されているというのも現実に見受けられるものでありますが、一概に側溝と言っても水田の用排水路、道路面の雨水処理の側溝というものもありますし、常々流れている側溝や、雨が降ったときというのも変なのですが、必要な期間だけ流すという意味の側溝。構造的には土側溝あるいはコンクリート側溝などもありまして、それぞれの用途を分担している側溝あるいは併用している側溝もあるわけございまして、衛生上の観点からの側溝整備ということからいたしますと、それぞれ分担している用途以外の使用をして、衛生上の問題などが起きてくるケースが多いのではないかとというふうに思われるものであります。

例えば水田の用水路でありながら、すぐ上流に家が建ったり、雑排水がそこから流れ、用水が流れていない時期にも雑排水が放流されたりと、こういった場合の水路の清掃は水田の所有者がするということになるわけでありまして、いろいろ衛生上の問題となりますと、町に対する苦

情、整備の要望というものも当然出てくる例が多いわけであります。しかし、流さないように阻止するというのも、これも難しい問題でございますし、そのような観点から町内一斉清掃という日を設けた意味もそこにあるのかなというふうに思っております。そして、町民各自が意識をもって協力して、生活環境の整備に理解をいただくように努めていくということが一番大事なことではないかというふうに考えております。

また、先ほども申し上げましたが、状況に応じて対応しなければならないことも当然あると認識しておりますので、どうか御理解をいただきたいと思うものであります。

それから、三つ目の国の「子ども農山漁村交流プロジェクト」についてということで、これはグリーン・ツーリズムとの関連で積極的に取り組むべきではないかという御意見だというふうに理解をいたしました。御案内のとおりこのプロジェクトは、「学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくんで力強い子供の成長を支える教育活動として、小学校における長期宿泊体験活動を推進する」と、こういう目的で、これは総務省、文部科学省、農林水産省が連携して実施するという、非常に前向きに、逆に言えばようやくこういうことが国のレベルで出てきたのかなというふうにも受けとめておるところでございます。

具体的には、今後5年間ですね、平成20年から24年度まで全国2万3,000校の小学校の1学年120万人相当を農山漁村での体験学習を目指すということでございまして、当面来年度、平成20年度は受け入れモデル地区40地区で実施して、課題、ノウハウを蓄積をするということになっておるようであります。

グリーン・ツーリズムとの関連で積極的に取り組んだ方がよいということでございしますが、事業の趣旨そのものについては、既に我が町は旧小野田時代から他に先駆けて取り組んでいる事業でございまして、御案内のとおりであります。もちろんそうでありますから、この方向性、趣旨については無論異論はないわけであります。今後も推進をしていきたいというふうに考えております。

ちなみに昨年度ですね、18年度でこの実績ですが、グリーン・ツーリズムの実績であります。が、中学校3校から参りましたけれども、422名の農家民宿等を受け入れておるところでございまして、したがって来年、平成20年度から実施するこのモデル事業の受け入れ地域として取り組むかどうかということについての検討が今必要になっているというふうに考えております。

また具体的にこのプロジェクトそのものについての市町村に対する提示といえますか、その計画というものはまだ届いておりません。現時点で国、県等の具体的な説明というものは、農林教育サイドでも開催されていない状況でございますので、今取り組んでいる、農林課が窓口

でありますけれども、グリーン・ツーリズム関係から見ますと受け入れ農家等の体制整備が、要するに昨年度実績 400何人を受け入れたわけですけれども、それ以上、その枠を超えるぐらいのものが可能かどうかというようなことの受け入れ体制の問題がございます。

そして、二つ目は、その受け入れに当たっての法的規制というものがあるわけでございますけれども、これは現実の問題として、県の民泊実施方針というのは年に3回程度に下さいということ。1回当たり5人まで1農家ということ。そして、原則 200までということ、これは旅館業の法の関係とか、それから防火カーテンを必ずつけなさいというような消防法の問題とかとかあるわけでありまして、そういうふうに考えますと今の時点で来年度、20年度の計画がどういうふうに来るか、いまだはっきりしない段階で、すぐ来年度のことを今計画に取りかかれるかという、非常に困難な状況にあるのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても国の具体的な説明後に、教育委員会も一緒に取り組む必要があるわけございまして、この判断もいただきながら検討してまいりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、子供を育てるということは、この地域の子供はもちろんでありますけれども、こういう機会を通して都市と農村の交流を図ること、そしてお互いがよくそのいいところを吸収し合うこと。そしてまた、この農村社会、農村の生活というものを都市にきちっとPRができて、そして農産物の購買、こういったものにも、これは通じていく非常に大事な底辺にある問題だというふうに考えております。

いずれにいたしましても、これまでやってきたグリーン・ツーリズムの流れをきちっと根幹とした上で、こういう事業にも積極的に今後取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上、木村議員の質問にお答えとさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 教育長。

〔教育長 伊藤善一郎君 登壇〕

教育長（伊藤善一郎君） 木村議員の御質問にお答えいたしますが、緊急通信網はどうなっているのかということだろうと思っておりますし、それをどう改善するのかと。その手段としてFM放送局をどうしたらいいのかというふうなことにつながるだろうと思っておりますが、いずれにいたしましても、現時点で教育委員会ですべて持っている情報というのは、学校間の連絡網さらに地区のPTAの連絡網、これを活用しての連絡網の徹底ということなんです、これは、学校はまたしても問題は家庭との連携ですね。先日、台風のとくに全面的に休校させたわけですけれども、親が家庭にいないで、子供たちが児童館に来ているというのも相当数おりました。確認しまし

たのですが、そういうふうな現実の中で、では、家庭とどのように連携すればいいのかと。非常に難しい問題があります。何か起きた場合の問題ですね。

事件が発生した場合にはそれなりにしておりますけれども、この間も広原の小学校の子供が不審者に道を聞かれて、そしてのぞいてみたら下半身がというふうなことがあったわけです。すぐ通報がありまして、それを各学校に連絡申し上げました。ところが、その子供が車の種類もわからない、ナンバーはもちろんわからない。それから、どちらの方向に行ったかわからないというようなことで、情報をこういうのがいたんだよということだけでの発信にしかならなかったということですね。非常に難しい場面があるわけです。子供たちに一々そういうことまで教育するのかということになってきますと、ここにいるときはこういうふうにするんだよということでの指導は常日ごろやっているはずなんですけれども、いざとなるとそれが徹底しないということが考えられますし、あります。

あともう一つ、不審者といって、大郷町の大松沢小学校で、学校のすぐ近くの男が校門のところまで来まして、自転車通学している生徒を刺したというふうな事件がありました。非常にショッキングな事件でした。これにつきましても異常者がどこに、どういうふうにいるのかということのはだれもわかっていませんし、いつ異常者に变身するかというふうなことについても、これも予想もつかないというふうなことで、非常に難しいところがあります。

F M放送局の問題ですが、聞きますと、F M局というのはカバーする面積というのはそんなに大きくないと。要するに3キロから5キロぐらいと。この加美町でF M局を一つつくっても、カバーできるのは中新田旧町内ぐらいしかカバーできなのではないかと。鳴瀬まで届かないかもしれない、上多田川にはもちろん届かないというようなことになるのではないかと思います。これには、やはり中継局をつくるとか、あるいは受信機をどうするのかというようなことで、手段としては考えられるいい方法ではあるんですけども、先ほどの町長の答弁のとおり、しょっちゅうスイッチを入れていただかなければその情報は聞けないと。緊急事態のときにスイッチを入れるということであれば、それはそれなりに対応できるのでしょうけれども、ふだんのニュースについては、そういうふうなことで情報の聴取をするということは難しい問題があるのではないかとということがあります。それが利用する人には利用していただくという考え方であれば、それはそれなりに済むわけなんですけれども、議員がおっしゃるように町民をカバーするような方法としてはまだまだ検討しなければならない内容ではないかなというふうに思っております。

そんなことで、現在、教育委員会としてとっている緊急情報は、電話並びにファクス。それ

で学校や幼稚園に速やかに連絡できるように配慮しておりますし、その学校からはPTAの連絡網を通じてということになってはいますが、それについても当初に申し述べた状況があります。それをできるだけ徹底できる形に考慮すると、事件が発生した場合には防犯ベルということで、子供たちにかかり配付されておりますので、それらについては活用を図るように指導してまいりたいというふうに思っております。

議長（米澤秋男君） 3番。

3番（木村哲夫君） ありがとうございます。なかなか厳しい状況だなということはよくわかります。

ただ、やはり少し夢を持ってまちづくりをしていきたいなという観点で考えれば、例えばこんなものもあるなど。先日の敬老会の延期についても、こういった緊急の場合の連絡や、あとは商工会と連携して、商店街の活性化、祭りやイベントの紹介ということで、例えば中新田地区にいますと宮崎のナイトバザールや食の文化祭、または小野田のやくらいまつりなどなかなか見たり聞いたりする機会もありません。そういったことの情報、まずやっていることもなかなかわからない人も確かにいらっしゃいます。そういった情報を共有するといえますか、三つの地区がそれぞれのいいところを知り合うといえますか、認め合うといえますか、そういったものを大事にするという点でも必要かなと。

また、バツハホールや、やくらい文化センターで行われている催し物など、いろいろな著作権やもろもろあるとは思いますが、そういったものの中継放送や録音ですか、そういったことで町民の皆さんにできるだけ文化に触れていただくとかですね。あとはJA、農協さんと提携しながら営農情報や気象との関係など、そういったものの情報を流すなど。あとは学校関係としては子供たちがやっている昼の放送など、例えばそういったものを放送したり、学習発表会や文化祭または郡の音楽祭など、そういったものを多くの方に聞いていただく機会。そして、先日行われた駅伝大会のようなものも実況中継など非常に夢があったり、なかなか触れる機会のない人にも、音を通じて知ってもらえればなというふうに考えております。

子供たちから高齢者の方々まで楽しく参加して、そして役場の職員の方々も生き生きと取り組めるような、そういったFMを通じたまちづくりができれば、よそから加美町は楽しそうだなと、そういったFMの聞くことのできる町にぜひ住んでみたいなというようなまちづくりをすれば、自然と人口増も図れるのではないかなという、少し夢的なところもありますが、そういったものも考えながら一緒にまちづくりをしていければなというふうに感じました。ありがとうございました。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、3番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

通告5番、17番一條 寛君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔17番 一條 寛君 登壇〕

17番（一條 寛君） 通告に従いまして質問させていただきます。

まず、初めに農山漁村活性化法の活用についてお伺いいたします。

さきの国会で「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」が成立し、8月より施行されております。この事業について農林水産省は、農山漁村は高齢化や人口の減少が進行し、また、農業所得を初め住民の所得が減少傾向にあり活力の低下が続いている。一方、国民はゆとりや心の豊かさなどの価値観を重視するようになってきており、豊かな自然環境や美しい景観に触れ合うことができる農山漁村に対する理解や期待が高まっていると現状を認識し、農山漁村への定住や都市と農山漁村の2地域居住及び地域間交流を促進することは、農山漁村に活力をもたらすだけでなく、国民全体が農山漁村の魅力を享受できるようになると考えられる。それを踏まえ、農山漁村の有する魅力を高めることによって、国民が多様なライフスタイルを実現できる農山漁村をつくることと農林漁業を健全に振興させ、これを核として地域の発展を図ることを目標とするとしております。

具体的な進め方は、地方公共団体が地域における少子高齢化の動向や農林漁業の現状に応じ関係者の意見を取り入れ、また、地域の知恵と工夫を生かした農林漁業の振興による定住の促進と都市住民の農林漁業体験などによる地域間交流の促進による活性化計画を作成し、その計画に対し国がその実現に必要な支出整備を中心とした総合的な取り組みを交付金によって支援するという制度のようであります。

加美町としてこの制度を活用した地域活性化に取り組んではとありますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、「ハートプラスマーク」の普及についてお伺いします。

ハートプラスマークは、内部障害者の存在を視覚的に示すマークであります。内部障害者とは、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱または直腸機能、小腸機能、人免疫不全ウイルスによる免疫機能の六つの機能障害を総称したもので、2001年の厚生労働省の調べでは18歳以上で85万人、身体障害者の4人に1人にも上ります。

ハートプラスの会は、行政主導によりハートプラスマークを車いすに代表される障害者マークと同列に普及し、見えない障害を持った人への理解と環境整備を行ってほしい。また、車いすマークの障害者トイレは一般的に車いす用との認識でつくられていますが、内部障害者も安

心して利用できるようハートプラスマークを張ってほしい等と要望しております。

内部障害者、内部疾患者への理解を深めるためと障害を持った人々の暮らしを向上させるためにもハートプラスマークの普及を図るべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、防犯灯の件についてお伺いします。

住民の方が要望される防犯灯設置箇所が電力会社の電線より遠いということで設置できない箇所があります。地域の安全、安心のため、危険と思われる箇所については電力会社に電線を引いてくださるよう強く要請するとか、またはソーラー防犯灯での設置を考える等も必要ではないかと思えます。町長の考えをお伺いします。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

町長（佐藤澄男君） 一條 寛議員の御質問にお答えを申し上げます。

大きく三つに関して御質問をいただきました。

初めは、農山漁村活性化法の活用についてということで、ただいまその趣旨について御説明があったところでございますけれども、これは本年の5月16日に公布され、8月1日から施行されているというふうに理解をいたしておりますし、内容につきましても農山漁村の活性化を図る上で必要な計画、活性化計画を県または市町村の地域主体で取りまとめて、計画主体に対し国が直接、ワンストップで総合的に支援すると非常に魅力的なシステムであるというふうに理解をいたしております。また、活性化計画の期間は3年間ということではありますが、5年まで延長が可能だということ。国においては本年度から計画の受け付けを既に開始をしているということでございます。

事業内容については、7月に東北農政局の関係者が直接来庁いたしまして、私もこの説明を受けているところでございまして、この法の趣旨はただいま御指摘がありましたとおり農山漁村の活力が低下している現状から交流、定住等の促進による活性化を図るということでございますから、この事業メニューは基盤整備から交流の施設、直売施設等関連した計画作成が可能ということでございます。しかもこれが多岐にわたっておりという魅力あるものというふうに理解をいたしております。

この活性化計画を作成して提出してはどうかという御質問ですが、現在、平成20年度から実施が可能かどうか、関係課担当者による検討委員会を今設置をして準備を進めてまいる段取りにいたしております。

その結果、この事業の前倒し等、財政的な問題で、今計画をしているもの、町で計画してい

るものがそのままできるものかどうか、そのことによって従来予定していた財源措置とこのプロジェクトへ乗せた場合、どう違ってくるかという問題もございます。こういったものを検討するという。また、実施をするということになりますれば、農業団体、集落等の提案等活性化への効果など最終的に判断する必要があると思いますので、その上で対応したいと考えております。

ことしの受け付け、もう施行がされておるわけですが、これは8月末で終了しておりますから、平成20年度からの実施につきましては、来年の、20年の2月末まで受け付けをするというふうになっておりますから、ぜひこれをまちづくりの大きな目玉として、この制度を活用してまいりたいものだと考えております。

二つ目の御質問。ハートプラスマークの普及についてということでございます。

不勉強でございまして、こういう内容のものであったということは初めて知った次第でございますけれども、この胸の部分にプラスの記号を印して赤でハートのマークをデザインしたもののというふうに承知をいたしました。

心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、人免疫不全ウイルスによる免疫機能の六つの機能障害を総称して内部障害と言われているということでございますが、このマークはこれら内部障害についての周知や啓発を目的として民間団体が作成したものであるということも承知をいたしました。

本町の身体障害者の方のうち、この内部障害者、これは292名というような数字が出ているようでございまして、割合にしますと23%になるようではありますが、これら内部障害を持った方々は、障害のない人に比べて疲れやすかったり、治療のために通院しなければならなかったり、さまざまな不便を強いられているわけでございますが、外見的に健常者と何ら変わらないために、これまで社会的に認知度が低かったということ。その言葉すら知られていないというのが実情であったというふうに思います。

そのためさまざまな誤解を受けたり、周囲から配慮してもらえず、日常生活の中で多くの困難に直面しているということも聞いております。例えば身障者用のスペースに駐車をしたところ、何ら外見的に健常者と変わらないということで白い目で見られたこと。バスに乗ったところ、優先座席に座ったら同様に冷たい目で見られたというようなこともお聞きをいたしております。国内では一部の自治体が、このハートプラスマークを内部障害のある方々に配付しているところもあると聞いておりますが、宮城県内ではまだほとんど知られていないというのが実態のようでございます。



障害者が利用できる施設を表す、先ほど御指摘がありました車いすマークは駐車場や車両等に表示をされ、世界共通のマークとして既に定着をしておるわけであります。また、聴覚障害者のための耳マークにつきましても平成17年度の後半から本町のほとんどの施設の窓口にこれも表示をし、いつでも筆談に応じる体制をとっておるところでございます。

一條議員が御案内のとおり、これらハンディを持った、いわゆる見えない障害者の方々が日常生活に不便を来さないように、周りが温かく手を差し伸べてやることが何よりも大事なことを考えております。中には御自身の障害をあることを知られたくないと考えている方もいらっしゃるかと思えますけれども、まずもって内部障害についてこういうことなんだよということを理解し啓蒙するということが、まず先の話かなというふうに思っております。

本町の障害者対策の一環として、このハートプラスマークの普及啓発活動は大きな意義があるというふうに認識をしておりますが、我が町一つというだけではちょっと心もとないところもございますものですから、足並みをそろえる必要もあることから、町の身体障害者福祉協会とも相談をさせていただきながら、また、県内の取り組み状況を足並みをそろえる方向にもっていきながらといいますが、その啓発、啓蒙をしながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

3番目の防犯灯の設置の問題でございますが、電力会社の電線から遠くて防犯灯の設置ができないというような危険な箇所に対して、これを要請する必要があるのではないかとということでございます。

御案内のとおりでございますが、電線が来ていない、防犯灯が設置できないという危険な箇所について、町でもいろいろ調査をさせてもらっておりますし、通学路等どうしても防犯灯が必要と認められる場所につきましては、電力会社に電柱の設置を強力に要請をいたしてまいりたいと思っております。合併前にも中新田、四日市場地区の電柱のない農道、これは中学校の通学路になってもいましたけれども、電力会社に要請をして電柱等の配電を設置してもらった経緯がございます。電力会社に問い合わせましたところ、現在、電柱が取りつけてある箇所から1キロメートルまでは電力で電柱を設置をするということでございますが、その先につきましては距離の問題がございますものから、その内容等を協議をして検討をする必要があるというようなお答えをいただいております。なお、こういった問題について協議を深めて、要望にこたえてまいりたいと思っております。

また、ソーラー防犯灯ということの御提案もございましたけれども、これは役場で試算したところがございますけれども、1基40キロワット、工事費込みで五、六十倍かかるというよう

なことでございまして、少し今のところこのソーラー防犯灯を設置するには財源的な問題から難しい状況にあるということでございますので、先ほど申し上げましたとおり電力会社とより協議をさせていただいて、協力を要請してまいりたいというふうに考えているところでございます。どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

一條議員に対する答弁とさせていただきます。

議長（米澤秋男君） 17番。

17番（一條 寛君） 町長から大体意に沿ったぐらいの返答をいただいたわけですが、もう1点、農山漁村活性化法についてでありますけれども、この事業主体は公共団体及び土地改良、森林組合、農業協同組合、NPO法人と個人でなければいろいろな団体が事業主体となれるということですので、やはりいろいろこの交付金制度を、この活性化法をそういう団体により徹底し、そういう団体からいろいろな意見とか知恵をおかりして、町の活性化のためにいろいろな知恵をもっともったかりる必要があるのではないかとこのように思います。

それからもう1点。この事業、さっき町長も言われたように、いろいろな事業ができて非常に使い勝手がいいといいますが、私はそう思うわけではありますが、中新田地域に農産物の直販施設などもこの事業を通してできるのではないのかなとか、そんなふうにも考えますので、今まで町で計画した事業の中でなかなか財政的にできなかった部分なども可能かなと。交付率も大体2分の1から10分の4ぐらいというふうにかなり交付率も高いという事業なようですので、その辺検討してみてもというふうに思います。

それからハートプラスマークについてでありますけれども、こういうマークが存在し、こういう方々がおられるということをもまず町の広報紙等で載せていただければと思いますし、また、駐車場の車いすマークのところ、このマークも同時に並列といいますが、掲げていただき、こういう方も安心して駐車できますということもやっていただければなというふうに。トイレにつきましてはさっき申し上げましたので、その辺、町単独でもできるところからやっていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（佐藤澄男君） ただいま再質問で御提言までいただきました。

この農山漁村活性化法につきましてのこれからの具体的なプロジェクト、今お話がありました直売施設なども当然その範疇に入るだろうというふうに理解をいたしております。

問題は、役場サイドが「これをやりなさい」というようなことではなくて、そういうみずからやるという人たちのグループ、団体、こういったものが熱を帯びてこのプロジェクトに参

入、参加をするということが非常に大事なことだと思っております。もちろんその窓口として町ではいろいろな情報を提供しながら進めていくということで基本的に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきます。

また、ハートプラスマークでございますけれども、先ほどもお話をさせていただいたとおりこういう人たちがいるんだということの啓発、啓蒙、こういったことが一番大事なことでございますので、早速町の広報紙等を通じてこの啓蒙をさせていただきたいと思っておりますし、このマークそのものについてはそう予算的な心配もないのかなというふうに思いますので、できれば車いすマークと並列してという御提言でございますから、早速検討させて実行できるように努めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしく御理解をいただきたいと思っております。（「どうもありがとうございました。終わります」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして、17番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。